

兵庫県公報

令和8年1月20日 火曜日 第686号

発行人
兵庫県
神戸市中央区下山手通
5丁目10番1号

毎週火曜日及び金曜日発行、
その日が休日のときはその翌日



(兵庫県民の旗=県旗)

目 次

告 示

| | |
|---------------------------------|---|
| ○ 国土調査の成果の認証（農地整備課） | 1 |
| ○ 地域森林計画の一部変更（林務課） | 5 |
| ○ 道路の供用開始（道路保全課） | 5 |
| ○ 総合治水条例に基づく指定貯水施設の指定（神戸県民センター） | 6 |
| ○ 道路の位置指定（但馬県民局） | 6 |
| ○ 同 上（同） | 6 |
| ○ 同 上（丹波県民局） | 7 |

公 告

| | |
|---|----|
| ○ 土砂災害警戒区域等の指定手続に関する要領に基づく土砂災害警戒区域の指定の案の閲覧（砂防課） | 7 |
| ○ 土砂災害警戒区域等の指定手続に関する要領に基づく土砂災害特別警戒区域の指定の案の閲覧（同） | 8 |
| ○ 大規模小売店舗の変更に関する届出（都市計画課） | 8 |
| ○ 同 上（同） | 9 |
| ○ 同 上（同） | 10 |
| ○ 都市計画法第36条第3項に基づく工事完了公告（東播磨県民局） | 11 |
| ○ 同 上（同） | 12 |
| ○ 同 上（北播磨県民局） | 12 |
| ○ 同 上（同） | 12 |

病院局公告

| | |
|--------|----|
| ○ 入札公告 | 13 |
|--------|----|

教育委員会公告

| | |
|-----------|----|
| ○ 入札公告 | 15 |
| ○ 落札者等の公示 | 20 |

公安委員会告示

| | |
|-------------------|----|
| ○ 警備員指導教育責任者講習の実施 | 20 |
|-------------------|----|

正 誤

| | |
|-------------------------|----|
| ○ 令和8年1月6日付け兵庫県公報第682号中 | 23 |
|-------------------------|----|

告 示

兵庫県告示第30号

国土調査法（昭和26年法律第180号）第19条第2項の規定により、次のとおり国土調査の成果を認証した。

令和8年1月20日

兵庫県知事 斎藤元彦

- 1 (1) 調査を行った者の名称
姫路市
- (2) 調査を行った期間
令和2年8月から令和6年2月まで
- (3) 成果の名称
姫路市安富町名坂の一部（第3地区）の地籍図及び地籍簿
- (4) 調査を行った地域
姫路市安富町名坂の一部

- (5) 認証年月日
令和7年12月26日
- 2 (1) 調査を行った者の名称
西脇市
- (2) 調査を行った期間
令和4年8月から令和5年12月まで
- (3) 成果の名称
西脇（南旭町・仲之町）の地籍図及び地籍簿
- (4) 調査を行った地域
西脇市西脇南旭町及び仲之町
- (5) 認証年月日
令和7年12月26日
- 3 (1) 調査を行った者の名称
加西市
- (2) 調査を行った期間
平成30年12月から令和4年3月まで
- (3) 成果の名称
加西市都染町の一部の地籍図及び地籍簿
- (4) 調査を行った地域
加西市都染町の一部
- (5) 認証年月日
令和7年12月26日
- 4 (1) 調査を行った者の名称
養父市
- (2) 調査を行った期間
令和2年7月から令和6年2月まで
- (3) 成果の名称
養父市（八鹿町三谷の一部）の地籍図及び地籍簿
- (4) 調査を行った地域
養父市八鹿町三谷の一部
- (5) 認証年月日
令和7年12月26日
- 5 (1) 調査を行った者の名称
南あわじ市
- (2) 調査を行った期間
令和4年5月から令和6年3月まで
- (3) 成果の名称
南あわじ市湊6地区（湊及び湊里の一部）の地籍図及び地籍簿
- (4) 調査を行った地域
南あわじ市湊及び湊里の一部
- (5) 認証年月日
令和7年12月26日
- 6 (1) 調査を行った者の名称
南あわじ市
- (2) 調査を行った期間
令和4年5月から令和6年3月まで
- (3) 成果の名称
南あわじ市津井8（津井の一部）の地籍図及び地籍簿
- (4) 調査を行った地域
南あわじ市津井の一部

- (5) 認証年月日
令和7年12月26日
- 7 (1) 調査を行った者の名称
南あわじ市
- (2) 調査を行った期間
令和4年5月から令和6年3月まで
- (3) 成果の名称
南あわじ市松帆櫟田3地区（松帆櫟田の一部）の地籍図及び地籍簿
- (4) 調査を行った地域
南あわじ市松帆櫟田の一部
- (5) 認証年月日
令和7年12月26日
- 8 (1) 調査を行った者の名称
南あわじ市
- (2) 調査を行った期間
令和4年7月から令和6年3月まで
- (3) 成果の名称
南あわじ市倭文土井1-1地区（倭文土井の一部）の地籍図及び地籍簿
- (4) 調査を行った地域
南あわじ市倭文土井の一部
- (5) 認証年月日
令和7年12月26日
- 9 (1) 調査を行った者の名称
宍粟市
- (2) 調査を行った期間
令和4年6月から令和6年3月まで
- (3) 成果の名称
宍粟市千種町河呂地区の一部③の地籍図及び地籍簿
- (4) 調査を行った地域
宍粟市千種町河呂の一部
- (5) 認証年月日
令和7年12月26日
- 10 (1) 調査を行った者の名称
宍粟市
- (2) 調査を行った期間
令和4年6月から令和6年3月まで
- (3) 成果の名称
宍粟市千種町西河内地区の一部①の地籍図及び地籍簿
- (4) 調査を行った地域
宍粟市千種町西河内の一部
- (5) 認証年月日
令和7年12月26日
- 11 (1) 調査を行った者の名称
宍粟市
- (2) 調査を行った期間
令和4年6月から令和6年3月まで
- (3) 成果の名称
宍粟市千種町西山地区の一部①の地籍図及び地籍簿
- (4) 調査を行った地域
宍粟市千種町西山の一部

- (5) 認証年月日
令和7年12月26日
- 12(1) 調査を行った者の名称
宍粟市
- (2) 調査を行った期間
令和4年6月から令和6年3月まで
- (3) 成果の名称
宍粟市山崎町高所地区の一部の地籍図及び地籍簿
- (4) 調査を行った地域
宍粟市山崎町高所の一部
- (5) 認証年月日
令和7年12月26日
- 13(1) 調査を行った者の名称
川辺郡猪名川町
- (2) 調査を行った期間
令和3年6月から令和6年3月まで
- (3) 成果の名称
猪名川町（原の一部）の地籍図及び地籍簿
- (4) 調査を行った地域
川辺郡猪名川町原の一部
- (5) 認証年月日
令和7年12月26日
- 14(1) 調査を行った者の名称
川辺郡猪名川町
- (2) 調査を行った期間
令和3年6月から令和6年3月まで
- (3) 成果の名称
猪名川町（猪淵の一部）の地籍図及び地籍簿
- (4) 調査を行った地域
川辺郡猪名川町猪淵の一部
- (5) 認証年月日
令和7年12月26日
- 15(1) 調査を行った者の名称
多可郡多可町
- (2) 調査を行った期間
令和3年5月から令和6年3月まで
- (3) 成果の名称
多可町(加美区豊部(山林)の一部)の地籍図及び地籍簿
- (4) 調査を行った地域
多可町加美区豊部(山林)の一部
- (5) 認証年月日
令和7年12月26日
- 16(1) 調査を行った者の名称
神崎郡市川町
- (2) 調査を行った期間
令和5年7月から令和7年2月まで
- (3) 成果の名称
市川町下牛尾(2)、上牛尾(1)の地籍図及び地籍簿
- (4) 調査を行った地域
市川町下牛尾(2)、上牛尾(1)

(5) 認証年月日

令和7年12月26日

~~~~~

**兵庫県告示第31号**

森林法（昭和26年法律第249号）第5条第5項の規定により、加古川地域森林計画、揖保川地域森林計画及び円山川地域森林計画の一部を変更したので、次のとおり告示する。

なお、この計画の一部変更は告示の日からその効力を生ずるものとする。

令和8年1月20日

兵庫県知事 齋 藤 元 彦

## 1 一部変更した地域森林計画及び公表場所

| 区分             | 計画期間                       | 公表場所                                                                                                                               |
|----------------|----------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 加古川地域森林計画の一部変更 | 令和4年4月1日から<br>令和14年3月31日まで | 兵庫県農林水産部林務課<br>神戸県民センター神戸農林振興事務所<br>阪神北県民局阪神農林振興事務所<br>東播磨県民局加古川農林水産振興事務所<br>北播磨県民局加東農林振興事務所<br>丹波県民局丹波農林振興事務所<br>淡路県民局洲本農林水産振興事務所 |
| 揖保川地域森林計画の一部変更 | 令和6年4月1日から<br>令和16年3月31日まで | 兵庫県農林水産部林務課<br>中播磨県民センター姫路農林水産振興事務所<br>西播磨県民局光都農林振興事務所                                                                             |
| 円山川地域森林計画の一部変更 | 令和7年4月1日から<br>令和17年3月31日まで | 兵庫県農林水産部林務課<br>但馬県民局豊岡農林水産振興事務所<br>但馬県民局朝来農林振興事務所                                                                                  |

## 2 一部変更年月日

令和8年1月8日

~~~~~

兵庫県告示第32号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、令和8年1月20日から次の道路の供用を開始する。

その関係図面は、令和8年1月20日から2週間、阪神南県民センター西宮土木事務所において一般の縦覧に供する。

令和8年1月20日

兵庫県知事 齋 藤 元 彦

| 道路の種類 路線名 | 道路の区域 | | | | | |
|--------------|--|-----------------|----|-----------------|--------------|----|
| | 区間 | | 旧新 | 敷地の幅員 (メートル) | 延長 (メートル) | 備考 |
| 県道 生瀬門戸荘線 | 西宮市宝生ヶ丘一丁目294番2から 同 市宝生ヶ丘一丁目294番2まで | | 旧 | 8.0から 12.0まで | 58.0 | |
| | 新 | 9.0から 12.0まで | | 58.0 | | |

~~~~~

**兵庫県告示第33号**

総合治水条例（平成24年兵庫県条例第20号）第27条第1項の規定により、指定貯水施設を次のとおり指定する。

令和8年1月20日

神戸県民センター長 内 藤 良 介

1 指定する貯水施設の所在地

神戸市北区淡河町神田字大町286-1、神戸市西区押部谷町西盛字上垣内569、神戸市西区押部谷町高和1438、神戸市西区押部谷町高和1439、神戸市西区押部谷町高和字堂東1402、神戸市西区神出町古神字辻道732、神戸市西区神出町田井字寺垣内409、410、605、神戸市西区平野町西戸田字桑原925、神戸市西区神出町広谷字赤坂567、571-2、572、573-1、568-1、神戸市西区神出町東字山ノ尾1153他13筆

2 指定する貯水施設の管理者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名

| 名 称       | 住 所               | 代表者の氏名  |
|-----------|-------------------|---------|
| 神田上地区水利組合 | 神戸市北区淡河町神田234     | 大 町 勝 一 |
| 西盛溜池管理会   | 同 市西区押部谷町西盛243    | 森 本 昌 博 |
| 高和自治会     | 同 市同区押部谷町高和1305-1 | 光 富 吉 友 |
| 高和自治会     | 同 市同区押部谷町高和1305-1 | 光 富 吉 友 |
| 高和自治会     | 同 市同区押部谷町高和1305-1 | 光 富 吉 友 |
| 古神水利      | 同 市同区富士見が丘1丁目6-5  | 大 西 昭 徳 |
| 田井水利委員会   | 同 市同区神出町田井345-7   | 梶 重 孝   |
| 西戸田自治会    | 同 市同区平野町西戸田222    | 山 口 正 博 |
| 山西水利      | 同 市同区神出町広谷531     | 穴 田 泰 久 |
| 北水利委員会    | 同 市同区神出町北117      | 西 馬 浩 章 |

3 指定する理由

地域の治水対策について特に必要があると認められるため。

~~~~~

兵庫県告示第34号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定により、次のとおり道路の位置を指定した。なお、その関係図書は、但馬県民局豊岡土木事務所まちづくり建築課において縦覧に供する。

令和8年1月20日

兵庫県知事 齋 藤 元 彦

| 指 定 番 号 | 指 定 年 月 日 (令和年月日) | 位 置 | 幅 員 (メートル) | 延 長 (メートル) |
|-------------------|----------------------|-------------------------------|---------------|---------------|
| 第R07但馬位置 0002号 | 7. 12. 25 | 豊岡市今森字ヨリ179番3の一部、180番1の 一部 | 5.00～4.00 | 57.99 |

~~~~~

**兵庫県告示第35号**

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定により、次のとおり道路の位置を指定した。なお、その関係図書は、但馬県民局豊岡土木事務所まちづくり建築課において縦覧に供する。

令和8年1月20日

兵庫県知事 齋 藤 元 彦

| 指定番号              | 指定年月日<br>(令和年月日) | 位置                                         | 幅員<br>(メートル) | 延長<br>(メートル) |
|-------------------|------------------|--------------------------------------------|--------------|--------------|
| 第R07但馬位置<br>0005号 | 8. 1. 8          | 朝来市和田山町玉置字村前631番2、631番10、<br>631番14、631番15 | 4.55         | 35.00        |

~~~~~

兵庫県告示第36号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定により、次のとおり道路の位置を指定した。
その関係図書は、丹波県民局丹波土木事務所まちづくり建築課において縦覧に供する。

令和8年1月20日

兵庫県知事 齋 藤 元 彦

| 指定番号 | 指定年月日 (令和年月日) | 位置 | 幅員 (メートル) | 延長 (メートル) |
|-------------------|------------------|--|--------------|--------------|
| 第R07丹波位置 0001号 | 8. 1. 7 | 丹波市春日町野村1891番の一部、1892番の一部、 1893番1の一部、1893番2の一部、1991番1の一部、 1992番の一部、1993番1の一部、 1994番1の一部 | 5.00 | 69.95 |

公 告

土砂災害警戒区域等の指定手続に関する要領に基づく土砂災害警戒区域の指定の案の閲覧

土砂災害警戒区域等の指定手続に関する要領（以下「要領」という。）第4条第1項の規定により、土砂災害警戒区域の指定の案を、次のとおり閲覧に供する。

なお、指定しようとする区域内に存する土地又は建築物の所有者、管理者又は占有者は、閲覧期間の満了の日まで、この案について兵庫県知事に意見書を提出することができる。

令和8年1月20日

兵庫県知事 齋 藤 元 彦

1 指定しようとする区域の名称等

| 名 称 | 指 定 の 区 域 | 土砂災害の発生原因となる 自然現象の種類 |
|-------------------|-----------------|-------------------------|
| 垂井 (119000024) | 小野市垂井町（別図1のとおり） | 急傾斜地の崩壊 |

（別図1は省略し、下記3に記載する場所に備え置いて閲覧に供する。）

2 指定の案の閲覧期間

令和8年1月27日（火）から同年2月10日（火）まで（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）

3 指定の案の閲覧場所

北播磨県民局加東土木事務所及び小野市役所

4 意見書に関する事項

① 様式

要領第5条第2項の規定により定める様式

② 提出先

北播磨県民局加東土木事務所

〒673-1431 加東市社1075-2

(3) 提出期限

令和8年2月10日（火）まで（当日消印有効）

(4) 意見要旨及び兵庫県の考え方の公表

提出された意見の要旨及びこれに対する兵庫県の考え方は、令和8年3月23日（月）までに、上記3に記載する場所において閲覧に供し、及び兵庫県ホームページに掲載し、公表する。

~~~~~

**土砂災害警戒区域等の指定手続に関する要領に基づく土砂災害特別警戒区域の指定の案の閲覧**

土砂災害警戒区域等の指定手続に関する要領（以下「要領」という。）第4条第1項の規定により、土砂災害特別警戒区域の指定の案を、次のとおり閲覧に供する。

なお、指定しようとする区域内に存する土地又は建築物の所有者、管理者又は占有者は、閲覧期間の満了の日まで、この案について兵庫県知事に意見書を提出することができる。

令和8年1月20日

兵庫県知事 齋 藤 元 彦

## 1 指定しようとする区域の名称等

| 名 称               | 指 定 の 区 域       | 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 | 自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 |
|-------------------|-----------------|---------------------|-------------------------------|
| 垂井<br>(119000024) | 小野市垂井町（別図1のとおり） | 急傾斜地の崩壊             | 別図1のとおり                       |

（別図1は省略し、下記3に記載する場所に備え置いて閲覧に供する。）

## 2 指定の案の閲覧期間

令和8年1月27日（火）から同年2月10日（火）まで（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）

## 3 指定の案の閲覧場所

北播磨県民局加東土木事務所及び小野市役所

## 4 意見書に関する事項

## (1) 様式

要領第5条第2項の規定により定める様式

## (2) 提出先

北播磨県民局加東土木事務所

〒673-1431 加東市社1075-2

## (3) 提出期限

令和8年2月10日（火）まで（当日消印有効）

## (4) 意見要旨及び兵庫県の考え方の公表

提出された意見の要旨及びこれに対する兵庫県の考え方は、令和8年3月23日（月）までに、上記3に記載する場所において閲覧に供し、及び兵庫県ホームページに掲載し、公表する。

~~~~~

大規模小売店舗の変更に関する届出

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第1項の規定により、次のとおり大規模小売店舗の変更の届出があった。

については、当該届出を次のとおり縦覧に供する。

なお、法第8条第2項の規定により、この公告に係る大規模小売店舗を設置している者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、この公告の日から4月以内に、兵庫県に対し、意見書を提出することにより、これを述べることができる。

令和8年1月20日

兵庫県知事 齋 藤 元 彦

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

名 称 アミング潮江ウエスト1番館・2番館

所在地 尼崎市潮江一丁目16番ほか

2 大規模小売店舗を設置している者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

名称 住所 代表者の氏名

株式会社新都心ショウ 尼崎市久々知西町二丁目11番11—606号 山 下 聖 子

外18者

3 変更事項

大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

(1) 変更前

| | | |
|----------------|--------------------|---------|
| 名称 | 住所 | 代表者の氏名 |
| スギホールディングス株式会社 | 愛知県安城市三河安城町一丁目8番地4 | 榎 原 栄 一 |
| イズミヤ・阪急オアシス株式会 | 大阪市北区角田町8番7号 | 林 克 弘 |
| 社 | | |

外11者

(2) 変更後

| | | |
|----------------|--------------------|---------|
| 名称 | 住所 | 代表者の氏名 |
| スギホールディングス株式会社 | 愛知県安城市三河安城町一丁目8番地4 | 杉 浦 克 典 |
| 株式会社バロー | 岐阜県多治見市大針町661番地の1 | 森 克 幸 |
| 外11者 | | |

4 変更年月日

令和7年5月27日ほか

5 届出年月日

令和7年12月26日

6 届出及びその関係書類の縦覧場所及び縦覧期間

(1) 縦覧場所

兵庫県まちづくり部都市計画課

(2) 縦覧期間

令和8年1月20日から4月間

7 意見書の提出期限及び提出先

(1) 提出期限

令和8年5月20日

(2) 提出先

兵庫県まちづくり部都市計画課

〒650-8567 神戸市中央区下山手通5丁目10番1号

~~~~~

**大規模小売店舗の変更に関する届出**

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第1項の規定により、次のとおり大規模小売店舗の変更の届出があった。

については、当該届出を次のとおり縦覧に供する。

なお、法第8条第2項の規定により、この公告に係る大規模小売店舗を設置している者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、この公告の日から4月以内に、兵庫県に対し、意見書を提出することにより、これを述べることができる。

令和8年1月20日

兵庫県知事 齋 藤 元 彦

## 1 大規模小売店舗の名称及び所在地

名 称 コープ西宮東

所在地 西宮市小松北町一丁目6番44号

## 2 大規模小売店舗を設置している者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

|              |                   |         |
|--------------|-------------------|---------|
| 名称           | 住所                | 代表者の氏名  |
| 三井住友信託銀行株式会社 | 東京都千代田区丸の内一丁目4番1号 | 大 山 一 也 |

## 3 変更事項

(1) 大規模小売店舗の設置者の名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

## ア 変更前

|              |                   |        |
|--------------|-------------------|--------|
| 名称           | 住所                | 代表者の氏名 |
| 三井住友信託銀行株式会社 | 東京都千代田区丸の内一丁目4番1号 | 常 陰 均  |

## イ 変更後

|              |                   |         |
|--------------|-------------------|---------|
| 名称           | 住所                | 代表者の氏名  |
| 三井住友信託銀行株式会社 | 東京都千代田区丸の内一丁目4番1号 | 大 山 一 也 |

(2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

## ア 変更前

|              |                     |         |
|--------------|---------------------|---------|
| 名称           | 住所                  | 代表者の氏名  |
| 生活協同組合コープこうべ | 神戸市東灘区住吉本町一丁目3番19号  | 本 田 英 一 |
| 株式会社セリア      | 岐阜県大垣市外渕二丁目38番地     | 河 合 宏 光 |
| 株式会社アージュ     | 広島市西区商工センター二丁目15番1号 | 田 村 英 樹 |

外3者

## イ 変更後

|              |                     |         |
|--------------|---------------------|---------|
| 名称           | 住所                  | 代表者の氏名  |
| 生活協同組合コープこうべ | 神戸市東灘区住吉本町一丁目3番19号  | 岩 山 利 久 |
| 株式会社セリア      | 岐阜県大垣市外渕二丁目38番地     | 河 合 映 治 |
| 株式会社アージュ     | 広島市西区商工センター二丁目15番1号 | 中 野 久 史 |

外5者

## 4 変更年月日

令和7年4月1日ほか

## 5 届出年月日

令和7年12月18日

## 6 届出及びその関係書類の縦覧場所及び縦覧期間

## (1) 縦覧場所

兵庫県まちづくり部都市計画課

## (2) 縦覧期間

令和8年1月20日から4月間

## 7 意見書の提出期限及び提出先

## (1) 提出期限

令和8年5月20日

## (2) 提出先

兵庫県まちづくり部都市計画課

〒650-8567 神戸市中央区下山手通5丁目10番1号

~~~~~

大規模小売店舗の変更に関する届出

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第1項の規定により、次のとおり大規模小売店舗の変更の届出があった。

については、当該届出を次のとおり縦覧に供する。

なお、法第8条第2項の規定により、この公告に係る大規模小売店舗を設置している者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、この公告の日から4月以内に、兵庫県に対し、意見書を提出することにより、これを述べることができる。

令和8年1月20日

兵庫県知事 齋 藤 元 彦

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

名 称 ソリオ宝塚

所在地 宝塚市栄町二丁目127番地ほか

2 大規模小売店舗を設置している者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

| | | |
|----------|--------------|---------|
| 名称 | 住所 | 代表者の氏名 |
| 阪急電鉄株式会社 | 大阪府池田市栄町1番1号 | 嶋 田 泰 夫 |

外17者

3 変更事項

大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

(1) 変更前

| | | |
|-----------|------------------------------------|---------|
| 名称 | 住所 | 代表者の氏名 |
| 株式会社リザー | 大阪市淀川区西宮原2-2-17 | 住 田 淳 |
| 株式会社マルシゲ | 大阪市中央区城見二丁目1番16号ツイ ン21MIDタワー35階 | 山 田 浩 |
| 株式会社ケイ・ティ | 大阪市中央区北久宝寺町3-4-7 | 谷 口 公 代 |

外56者

(2) 変更後

| | | |
|-----------|------------------------------------|---------|
| 名称 | 住所 | 代表者の氏名 |
| 株式会社リザー | 大阪市淀川区西宮原二丁目2番2号 | 杉 本 重 道 |
| 株式会社マルシゲ | 大阪市中央区城見二丁目1番16号ツイ ン21MIDタワー35階 | 山 田 享 史 |
| 株式会社ケイ・ティ | 宝塚市栄町二丁目1-1ソリオ1・1 | 二 木 智 之 |

外46者

4 変更年月日

令和7年10月21日ほか

5 届出年月日

令和8年1月6日

6 届出及びその関係書類の縦覧場所及び縦覧期間

(1) 縦覧場所

兵庫県まちづくり部都市計画課

(2) 縦覧期間

令和8年1月20日から4月間

7 意見書の提出期限及び提出先

(1) 提出期限

令和8年5月20日

(2) 提出先

兵庫県まちづくり部都市計画課

〒650-8567 神戸市中央区下山手通5丁目10番1号

~~~~~

**都市計画法第36条第3項に基づく工事完了公告**

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の規定による許可に係る次の開発行為に関する工事は、完了した。

令和8年1月20日

兵庫県知事 齋 藤 元 彦

1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称

高砂市阿弥陀町魚橋字向之野901番1、901番2、902番1、903番1、903番3、904番1、904番2、907番5、908番、909番1、909番2、909番6

2 開発許可を受けた者の住所及び氏名又は名称

高砂市阿弥陀町魚橋1016番地の1

有限会社大成住建 代表取締役 段 畑 幸 彦

加古川市西神吉町宮前821番地の101

株式会社シンメン不動産 代表取締役 新 免 博 昭

3 許可年月日及び許可番号

令和7年10月1日

兵庫県指令東播（加土）（建）第1-16-2号（6高砂）

~~~~~

都市計画法第36条第3項に基づく工事完了公告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の規定による許可に係る次の開発行為に関する工事は、完了した。

令和8年1月20日

兵庫県知事 齋 藤 元 彦

1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称

加古郡播磨町東本荘三丁目252番1、252番2

2 開発許可を受けた者の住所及び氏名又は名称

大阪市北区梅田1-12-17梅田スクエアビル1F

ヴエル・ハウジング株式会社 代表取締役 横山英人

3 許可年月日及び許可番号

令和7年5月29日

兵庫県指令東播（加土）（建）第1-8号（7播磨）

~~~~~

**都市計画法第36条第3項に基づく工事完了公告**

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の規定による許可に係る次の開発行為に関する工事は、完了した。

令和8年1月20日

兵庫県知事 齋 藤 元 彦

1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称

加東市社字岸本1223番1

同 市家原字庄幸244番3地先里道の一部、244番3地先水路の一部

2 開発許可を受けた者の住所及び氏名又は名称

三木市末広3丁目18番44号

株式会社グッドラインハウジング 代表取締役 松本克基

3 許可年月日及び許可番号

令和7年12月1日

兵庫県指令北播（加土）（建）第1-5-2号（7加東）

~~~~~

都市計画法第36条第3項に基づく工事完了公告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の規定による許可に係る次の開発行為に関する工事は、完了した。

令和8年1月20日

兵庫県知事 齋 藤 元 彦

1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称

多可郡多可町中区岸上字蔵森224番18の一部、224番19の一部、267番2

同 郡同 町中区岸上字西河原280番2、280番8、280番41、280番42、280番57から280番59まで、281番17の一部、281番28、281番37の一部、281番221の一部

2 開発許可を受けた者の住所及び氏名又は名称

多可郡多可町中区中村町123番地

多可町長 吉田一四

3 許可年月日及び許可番号

令和7年11月7日

兵庫県指令北播（加土）（建）第1-21-3号（5多可）

病 院 局 公 告

入札公告

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達を次のとおり一般競争入札に付す。

令和8年1月20日

兵庫県病院事業 契約担当者

兵庫県立西宮病院長 野 口 真三郎

1 調達内容

(1) 調達件名及び数量

兵庫県立西宮総合医療センター（仮称） 無影灯及びシーリングペンダント 一式

(2) 調達案件の仕様等

入札説明書による。

(3) 納入期限

令和8年6月25日（木）

(4) 納入場所

兵庫県立西宮総合医療センター（仮称） 兵庫県西宮市津門大塚町11番62号

(5) 入札方法

上記(1)の物品について入札に付する。

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

2 一般競争入札参加資格

(1) 物品関係入札参加資格者として、兵庫県（以下「県」という。）の物品関係入札参加資格（登録）者名簿に登録されている者又は登録されていない者で参加申込みの期間中に出納局物品管理課へ申請し、開札の日時までに物品関係入札参加資格者として認定された者であること。

(2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に基づく県の入札参加資格制限基準による資格制限を受けていない者であること。

(3) 一般競争入札参加申込書兼競争参加資格確認申請書（以下「申込書」という。）の提出期限日及び当該調達の入札の日において、県の指名停止基準に基づく指名停止を受けていない者であること。

(4) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て及び民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされていない者であること。

(5) 仕様書の「必要とする基本条件」を全て満たす物品を納入することができると認められた者であること。

(6) 購入物品に係るアフターサービス・メンテナンスの体制が整備されていることを証明した者であること。

(7) 購入物品又は類似の製品に関して過去に300床以上の病院で納入実績を有する者であること。

3 入札書の提出場所等

(1) 申込書の提出場所、契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問合せ先

〒662-0918 兵庫県西宮市六湛寺町13番9号

兵庫県立西宮病院総務部経理課

電話 0798-34-5151(代) 内線3207、3208

(2) 契約条項を示す期間、入札説明書及び下記4(5)サで提出を求める誓約書の交付期間

令和8年1月20日（火）から同年2月3日（火）まで（土曜日及び日曜日を除く。）の午前9時から午後4時まで（正午から午後1時までを除く。）

(3) 申込書の受付期間

上記(2)に同じ。

(4) 入札・開札の日時及び場所

令和8年2月18日（水）午前10時00分 兵庫県立西宮病院 3号棟4階 中会議室

(5) 入札書の提出期限

上記(4)の入札・開札の日時及び場所に直接入札書を提出すること。ただし、郵送又は民間事業者による信書の送達に関する法律（平成14年法律第99号）第2条第6項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者による同条第2項に規定する信書便による入札については、令和8年2月17日（火）午後4時までに上記(1)の場所に必着のこと。

4 その他

(1) 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(2) 入札保証金

契約希望金額（入札書記載金額の100分の110）の100分の5以上の額の入札保証金を令和8年2月17日（火）午後4時までに納入しなければならない。ただし、保険会社との間に県を被保険者とする入札保証保険契約を締結した場合は、その保険証書を入札保証金に代えて提出すること。

(3) 契約保証金

契約金額の100分の10以上の額の契約保証金を契約締結日までに納入しなければならない。ただし、保険会社との間に県を被保険者とする履行保証保険契約を締結した場合は、その保険証書を契約保証金に代えて契約締結日までに提出すること。

(4) 入札者に求められる義務

ア この一般競争入札に参加を希望する者は、入札説明書で示した特定役務を履行できることを証明する書類を申込書に添付して指定の期間内に提出し、契約担当者による一般競争入札参加資格及び履行能力の確認を受けること。

イ 入札者は、開札日の前日までの間において、契約担当者から上記アの提出書類に関し説明を求められた場合は、それに応じること。

(5) 入札に関する条件

ア 入札書が所定の場所に所定の日時までに到達していること。

イ 所定の額の入札保証金（入札保証金に代わる担保の提供を含む。）が所定の日までに納入されていること。ただし、入札保証金に代えて入札保証保険証書を提出する場合は、保険期間が契約締結予定日（令和8年2月25日（水））までであること。

ウ 入札者又はその代理人が同一事項について2通以上した入札でないこと。

エ 同一事項の入札において、他の入札者の代理人を兼ねた者又は2人以上の入札者の代理をした者の入札でないこと。

オ 連合その他の不正行為によってされたと認められる入札でないこと。

カ 入札書に入札金額並びに入札者の氏名及び押印があり、入札内容が分明であること。

キ 代理人が入札をする場合は、入札開始前に委任状を入札執行者に提出すること。

ク 入札金額は、特に指示した場合のほか、総価格を記入すること。

ケ 入札書に記載された入札金額が訂正されていないこと。

コ 再度入札に参加できる者は、次のいずれかの者であること。

(7) 初度の入札に参加して有効な入札をした者

(イ) 初度の入札において、上記アからケまでの条件に違反し無効となった入札者のうち、ア、エ又はオに違反し無効となった者以外の者

サ 落札金額が200万円（消費税及び地方消費税を含む。）を超える場合には、落札者が暴力団でないこと等についての誓約書を落札決定後直ちに提出すること。

(6) 入札の無効

本公告に示した一般競争入札参加資格のない者のした入札、入札者に求められる義務を履行しなかった者のした入札、申込書又は関係書類に虚偽の記載をした者のした入札及び入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。

(7) 契約書作成の要否

要作成

(8) 落札者の決定方法

本公告及び入札説明書で示した一般競争入札参加資格及び履行能力があると確認された者であって、病院局会計規程（平成14年兵庫県病院局管理規程第17号）第79条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(9) その他

詳細は、入札説明書による。

5 Summary for the Notice of General Competitive Tendering

(1) Name and title of head of the procuring entity:

Dr. noguchi, Director of Hyogo Prefectural Nishinomiya Hospital

(2) Nature and quantity of the services to be required:

Hyogo Prefectural Nishinomiya General Medical Center (provisional name) Shadowless Lamps and Ceiling Pendants, 1set

(3) Contract fulfillment period: By June 25, 2026

(4) Location: Hyogo Prefectural Nishinomiya General Medical Center (provisional name)
11-62, Tsuto Otsuka-cho, Nishinomiya-City

(5) Deadline for indicating will to participate in the tendering procedures:

16:00 Feb. 3, 2026

(6) Deadline for tender:

16:00 Feb. 17, 2026 by mail

10:00 Feb. 18, 2026 by direct delivery

(7) Contact point for the notice:

Accounting Division, Hyogo Prefectural Nishinomiya Hospital
13-9, Rokutanji-cho, Nishinomiya-City, Hyogo Prefecture 662-0918
TEL (0798) 34-5151 extension 3207 3208

教 育 委 員 会 公 告

入札公告

次の工事について制限付き一般競争入札に付す。

令和8年1月20日

契約担当者

兵庫県立西脇北高等学校長 佐 藤 太

1 入札に付する事項

- (1) 工事名 県立西脇北高等学校長寿命化改修(一部実施)工事(以下「本件工事」という)
- (2) 工事場所 西脇市郷瀬町669-32
- (3) 工事概要 工種 建築一式工事
工法 本契約締結後に施工方法等の提案を受け付ける契約後VE方式の適用工事である。
- (4) 工期 令和8年3月31日限り。ただし、諸手続き完了後に繰り越し予定であり、完成期日を着手の日から令和8年8月28日に変更の予定である。
- (5) 最低制限価格 有
- (6) 入札方式 制限付き一般競争入札(事後審査型)
- (7) 契約締結予定日 令和8年2月中旬
- (8) 支払条件
ア 年割支払 無
イ 前払金 有
ウ 中間前払金 有
エ 部分払 有 履行期間中3回以内とする。
オ 中間前払金と部分払の選択該当工事の別 有
- (9) 技術提案の受付
本件工事は、契約締結後に、施工方法等の提案を受け付ける契約後VE方式の適用工事である。

2 応募方法

単独企業による。

3 入札参加資格

財務規則（昭和39年兵庫県規則第31号）第81条の3に定める兵庫県（以下「県」という。）の建設工事入札参加資格者名簿に登載されている者で、次の要件を満たしていること。

| | |
|---------------------------|---|
| (1) 入札参加資格工種 | 建設工事 |
| (2) 営業所の所在地に関する要件 | 北播磨県民局、東播磨県民局、丹波県民局、阪神北県民局、中播磨県民センター又は但馬県民局管内に建設業の許可を受けた主たる営業所を有すること。 |
| (3) 入札参加資格格付等級 又は総合評定値 | 確認基準日に有効な県の建設工事入札参加資格者名簿（以下「入札参加資格者名簿」という。）の建築一式工事における格付等級がA、B、C又はD等級であること。ただし、A等級の者にあっては、入札参加資格者名簿の建築一式工事における県の建設工事入札参加者に係る資格格付要領（以下「資格格付要領」という。）第4条の規定による社会貢献評価数値を有するものであって、その合計点数が40点以上であること。 また、D等級の者にあっては、格付点数が50点以上又は平均工事成績点が75点以上であること。 |

| | |
|-----------------------------|---|
| (4) 技術・社会貢献評価数値に関する要件 | <p>入札参加資格者名簿の建築一式工事における資格格付要領第4条の規定による技術・社会貢献評価数値を有する者であつて、その合計点数が30点以上であること。ただし、入札参加資格者名簿の建築一式工事における県発注工事成績を有しない者は、次の①から⑤の工事成績（共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が20パーセント以上の場合のものに限る。）を1件に限り申請できる。この場合において、建築一式工事における技術・社会貢献評価数値の合計点数に、入札参加資格確認の際に工事成績評定通知書の写しによって申請された工事成績を換算基準（注1）により換算した点数を加算した点数が30点以上であること。</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 国土交通省近畿地方整備局発注の工事。ただし、入札参加資格の建築一式工事に該当し、令和2年度から令和6年度までの間に完成したもので、施工場所の全部又は一部が県内であるものに限る。 ② 神戸市発注の工事。ただし、入札参加資格の建築一式工事に該当するもので、令和2年度から令和6年度までの間に完成したものに限る。 ③ 公益財団法人兵庫県まちづくり技術センター、兵庫県土地開発公社、兵庫県道路公社及び兵庫県住宅供給公社発注の工事。ただし、入札参加資格の建築一式工事に該当し、令和2年度から令和6年度までの間に完成したもので、施工場所の全部又は一部が県内であるものに限る。 ④ 農林水産省近畿農政局発注の工事。ただし、入札参加資格の建築一式工事に該当し、令和2年度から令和6年度までの間に完成したもので、施工場所の全部又は一部が県内であるものに限る。 ⑤ 西日本高速道路株式会社、本州四国連絡高速道路株式会社、阪神高速道路株式会社、地方共同法人日本下水道事業団及び独立行政法人水資源機構発注の工事。 <p>ただし、入札参加資格の建築一式工事に該当し、令和2年度から令和6年度までの間に完成したもので、施工場所の全部又は一部が県内であるものに限る。</p> |
| (5) 同種工事の施工実績又は専門性の有無に関する要件 | <p>平成22年度以降に、1棟又は同時施工の2棟以上の建築物の新築、改築又は増築工事で、工事に係る部分について、構造が鉄筋コンクリート造又は鉄骨鉄筋コンクリート造であり、かつ、床面積の合計が1,000平方メートル以上であるものに該当する工事を、元請（共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が20パーセント以上の場合のものに限る。）として完成した施工実績（工事が完成し、その引渡しが完了したもの）を有すること。</p> |
| (6) 建設業の許可に関する要件 | <p>建築工事業に係る（特定）建設業の許可を有すること。</p> |

| | |
|-----------------|--|
| (7) 配置技術者に関する要件 | <p>(1) 配置技術者の要件</p> <p>ア 1級建築士又は1級建築施工管理技士の資格を有し、かつ、建設業法の規定による建築工事業の監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証を有する監理技術者を本件工事に専任で配置できること。事後審査型の配置予定技術者の専任性の確認は、申込期限日によらず、提出期限日を基準日とする。</p> <p>また、配置予定技術者は、直接的かつ恒常的な雇用関係（入札参加申込日以前に3か月以上の雇用関係）がある者であって、かつ、建設業法に規定する営業所における専任技術者でないこと。</p> <p>イ 同一の技術者を重複して複数の工事の配置予定技術者とする場合において、他の工事を落札したことにより配置予定の技術者を配置することができなくなったときは、入札してはならず、入札参加申込みをした者は、直ちに当該申込みの取下げ又は入札の辞退を行うこと。</p> <p>また、本件工事が落札候補者となった最初の工事である場合は、その他の工事については本件工事の落札候補者となったことを理由に落札の辞退を行うこと。</p> <p>なお、本件工事より先に他の工事の落札候補者となつたときは、本件工事については他の工事の落札候補者となつたことを理由に落札の辞退を行うこと。</p> <p>ウ 落札者は、契約工期中、提出した資料に記載した配置予定技術者を、本件工事に専任で配置すること。なお、契約工期中は、死亡、傷病、出産、育児、介護又は退職等の極めて特別な場合を除いて、当該配置技術者を変更することを認めない。</p> <p>(2) 現場代理人の要件</p> <p>ア 建設工事請負契約書第10条第1項第1号に規定する現場代理人を適正に配置できること。</p> <p>また、現場代理人は、請負者との直接的かつ恒常的な雇用関係（入札参加申込日以前に3か月以上の雇用関係）がある者であること。現場代理人の常駐の確認は、申込期限日によらず提出期限日を基準日とする。</p> <p>イ 落札者は、契約工期中、提出した資料に記載した現場代理人を、本件工事現場に常駐で配置すること。ただし、発注者の承諾を得た場合は、常駐義務を緩和することができる。</p> |
| (8) 入札保証金 | 不要 |
| (9) その他 | 別紙「建設工事の制限付き一般競争入札（事後審査型）公告共通事項」2に示すとおり。 |

（注1）換算基準：工事成績89点以上は加算点120点、工事成績84点から88点は加算点90点、工事成績79点から83点は加算点60点、工事成績74点から78点は加算点30点、工事成績69点から73点は加算点0点、工事成績64点から68点は加算点-20点、工事成績63点以下は加算点-40点に換算する。

4 入札手続等

| 手 続 等 | 期間・期日 | 場所・方法 |
|----------------------|---|---|
| (1) 建設工事請負契約書等の閲覧 | 令和8年1月20日（火）から 同月29日（木）まで (注2、3、5) | 西脇市郷瀬町669-32 兵庫県立西脇北高等学校 事務室 |
| (2) 設計図書の交付 | 令和8年1月20日（火）から 同月29日（木）まで (注2、3、5) | 西脇市郷瀬町669-32 兵庫県立西脇北高等学校 事務室 |
| (3) 提出資料の様式等の交付 | 令和8年1月20日（火）から 同月29日（木）まで (注2、3、5) | 西脇市郷瀬町669-32 兵庫県立西脇北高等学校 事務室 (注7) |
| (4) 入札参加申込書の受付 | 令和8年1月20日（火）から 同月29日（木）まで (注2、3、5) | 西脇市郷瀬町669-32 兵庫県立西脇北高等学校 事務室 |
| (5) 質問書（様式20号）の受付 | 令和8年1月20日（火）から 同年2月2日（月）まで (注2、4) | 兵庫県立西脇北高等学校事務室へFAX で送信する FAX 0795-22-7359 |
| (6) 回答書の閲覧 | 令和8年2月5日（木） 午後1時から 同月10日（火）まで (注2、3、5) | 西脇市郷瀬町669-32 兵庫県立西脇北高等学校 事務室 入札参加者にFAXで回答する |
| (7) 入札、開札及び工事費内訳書の提出 | 令和8年2月12日（木） 午後2時 | 西脇市郷瀬町669-32 兵庫県立西脇北高等学校 B401教室 |
| (8) 入札結果の公表 | 落札決定後速やかに（注6） | 西脇市郷瀬町669-32 兵庫県立西脇北高等学校 事務室 |
| | 契約締結後速やかに | 西脇市郷瀬町669-32 兵庫県立西脇北高等学校 事務室 |

(注2) 土曜、日曜及び祝日等、兵庫県の休日を定める条例（平成元年兵庫県条例第15号）に定める県の休日を除く。

(注3) 毎日午前9時から午後4時まで

(注4) 每日午前9時から午後4時まで（ただし、最終日は正午まで）

(注5) 正午から午後1時までを除く。

(注6) 落札決定日の翌日までに公表する。

(注7) アドレスは下記のとおり

<https://dmzcms.hyogo-c.ed.jp/nishiwakikita-hs/NC3/%E5%AD%A6%E6%A0%A1%E6%A1%88%E5%86%85/%E5%AD%A6%E6%A0%A1%E6%A1%88%E5%86%85/%E5%85%A5%E6%9C%AD%E6%83%85%E5%A0%B1>

5 入札方法等

本件入札は、県立西脇北高等学校が電子入札システム未導入のため、従来の入札者立会による入札書の提出方法により行う。

(1) 工事費内訳書の提出

第1回目の入札に際し、第1回目の入札に対応した工事費内訳書（設計書に示す様式）を提出すること。

(2) 入札に参加するに当たっては、当該工事にかかる入札申込書の写しを持参すること。

6 入札参加資格確認資料の提出

開札後、入札執行者から下記の入札資格確認書類の提出を求められた入札参加者は、提出を指示された日の翌日から起算して2日以内（土曜、日曜及び祝日等、兵庫県の休日を定める条例（平成元年兵庫県条例第15号）に定める県の休日を除く。）に、兵庫県立西脇北高等学校事務室まで各1部提出すること。

- (1) 配置予定技術者の資格 (様式6号の2)
 - (2) 現場代理人の資格 (様式6号の3)
 - (3) 建設業の許可及び経営事項審査結果並びに設計業務受託者関係 (様式7号)
 - (4) 国土交通省近畿地方整備局等発注の工事成績 (様式19号)
- ((4)については、入札参加資格者名簿の建築一式工事における県発注工事成績を有しない者で、3(4)ただし書①から⑤の工事成績の加算を希望する者のみ)
- (5) その他、契約担当者が入札参加資格確認のため、必要と認めた書類

7 その他

- (1) 別紙「建設工事の制限付き一般競争入札（事後審査型）公告共通事項」のとおりとする。
- (2) 現場説明会は実施しない。
- (3) 本件工事に係る設計業務等の受託者 嶋本一級建築士事務所
- (4) 本件工事は、電子契約手続きの対象外とする。

8 入札担当（問合せ先）

西脇市郷瀬町669-32
兵庫県立西脇北高等学校 事務室
TEL 0795-22-5850（自動応答⑥）

~~~~~

## 落札者等の公示

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達の落札者等について、次のとおり公示する。

令和8年1月20日

## 契約担当者

兵庫県立香住高等学校長 森 澄 実

- 1 落札に係る業務件名及び数量  
実習船「但州丸」一般整備工事 一式
- 2 契約に関する事務を担当するかいの名称及び所在地  
兵庫県立香住高等学校 美方郡香美町香住区矢田40-1
- 3 落札者を決定した日  
令和7年11月28日
- 4 落札者の名称及び住所  
常石三保造船株式会社 静岡市清水区三保3797番地
- 5 落札金額  
67,100,000円
- 6 契約の相手方を決定した手続  
一般競争入札
- 7 入札公告をした日  
令和7年10月28日

## 公 安 委 員 会 告 示

## 兵庫県公安委員会告示第12号

警備業法（昭和47年法律第117号。以下「法」という。）第22条第2項第1号に規定する警備員指導教育責任者講習（以下「新規取得講習」という。）及び警備員指導教育責任者及び機械警備業務管理者に係る講習等に関する規則（昭和58年国家公安委員会規則第2号。以下「規則」という。）第6条第1項に規定する警備員指導教育責任者講習（以下「追加取得講習」という。）の実施について、規則第2条の規定により、次のとおり公示する。

令和8年1月20日

兵庫県公安委員会

委員長 津 田 隆 雄

## 1 新規取得講習及び追加取得講習に係る警備業務の区分等

## (1) 警備業務の区分

法第2条第1項第2号に規定する警備業務（以下「雑踏・交通誘導警備業務」という。）

## (2) 実施期日

## ア 新規取得講習

令和8年2月25日（水）から同年3月4日（水）まで（土曜日及び日曜日を除く。）の6日間

## イ 追加取得講習

令和8年3月2日（月）から同月4日（水）までの3日間

## (3) 実施場所

神戸市中央区御幸通6丁目1番12号 三宮ビル東館8階教育センター

## (4) 修了考查の実施

新規取得講習及び追加取得講習とともに、令和8年3月4日（水）に修了考查（新規取得講習は40問100分、追加取得講習は14問35分）を実施する。

## 2 受講定員

新規取得講習及び追加取得講習の受講者の合計で60人とする。

## 3 受講対象者

受講対象者は、講習の区分ごとに、次に掲げるとおりとする。

## (1) 新規取得講習

受講申込日において、次のいずれかに該当する者

ア 最近5年間に雑踏・交通誘導警備業務に従事した期間が通算して3年以上である者

イ 警備員等の検定等に関する規則（平成17年国家公安委員会規則第20号。以下「検定規則」という。）第4条に規定する1級の検定（雑踏・交通誘導警備業務に係るものに限る。以下「1級検定」という。）に係る合格証明書の交付を受けている者

ウ 検定規則第4条に規定する2級の検定（雑踏・交通誘導警備業務に係るものに限る。以下「2級検定」という。）に係る合格証明書の交付を受けている警備員であって、当該合格証明書の交付を受けた後、継続して1年以上雑踏・交通誘導警備業務に従事しているもの

エ 検定規則附則第3条の規定による廃止前の警備員等の検定に関する規則（昭和61年国家公安委員会規則第5号。以下「旧検定規則」という。）第1条第2項に規定する1級の検定（雑踏・交通誘導警備業務に係るものに限る。以下「旧1級検定」という。）に係る合格証の交付を受けている者

オ 旧検定規則第1条第2項に規定する2級の検定（雑踏・交通誘導警備業務に係るものに限る。以下「旧2級検定」という。）に係る合格証の交付を受けている警備員であって、当該合格証の交付を受けた後、継続して1年以上雑踏・交通誘導警備業務に従事しているもの

## (2) 追加取得講習

法第22条第2項に規定する警備員指導教育責任者資格者証又は規則第7条に規定する警備員指導教育責任者講習修了証明書（雑踏・交通誘導警備業務に係るもの）を除く。以下「指導教育責任者資格者証等」という。の交付を受けている者で、次のいずれかに該当するもの

ア 最近5年間に雑踏・交通誘導警備業務に従事した期間が通算して3年以上である者

イ 1級検定に係る合格証明書の交付を受けている者

ウ 2級検定に係る合格証明書の交付を受けている警備員であって、当該合格証明書の交付を受けた後、継続して1年以上雑踏・交通誘導警備業務に従事しているもの

エ 旧1級検定に係る合格証の交付を受けている者

オ 旧2級検定に係る合格証の交付を受けている警備員であって、当該合格証の交付を受けた後、継続して1年以上雑踏・交通誘導警備業務に従事しているもの

## 4 受講希望の申出の受付期間等

## (1) 受付期間

新規取得講習及び追加取得講習とともに令和8年1月27日（火）から同月29日（木）までの間（午前9時から午後4時まで）

## (2) 受付先

兵庫県内の各警察署の生活安全課（生活安全第一課、生活安全第二課及び刑事生活安全課を含む。以下同じ。）の警備業担当係において電話で受け付ける。

## (3) 受講者の決定等

ア 受講希望の申出の受付期間の終了後、受講希望者の数が受講定員を超えた場合は、その全員を受講者とする。

なお、受講希望者の数が受講定員を超えた場合は、抽選により受講者を決定する。

イ 受講者に決定した者に対しては受講者に決定した旨、受講申込方法等を、抽選で選ばれなかった者に対してはその旨を通知する。

## 5 受講申込みの受付期間等

## (1) 受付期間

新規取得講習及び追加取得講習ともに令和8年2月4日（水）から同月10日（火）までの間（土曜日及び日曜日を除く午前9時から午後4時まで）

## (2) 受付先

受講希望の申出をした警察署の生活安全課の警備業担当係において受け付ける。

## (3) 申込手続に必要な書類等

ア 新規取得講習を受講しようとする者

(i) 警備員指導教育責任者講習受講申込書（以下「申込書」という。）1通

(ii) 次に掲げるいずれかの書面

a 3の(1)のアに該当する者については、雑踏・交通誘導警備業務に従事していたことを証明する警備業者の作成に係る警備業務従事証明書及び履歴書

b 3の(1)のイに該当する者については、1級検定に係る合格証明書の写し

c 3の(1)のウに該当する者については、2級検定に係る合格証明書の写し及び雑踏・交通誘導警備業務に従事していたことを証明する警備業者の作成に係る警備業務従事証明書

d 3の(1)のエに該当する者については、旧1級検定に係る合格証の写し

e 3の(1)のオに該当する者については、旧2級検定に係る合格証の写し及び雑踏・交通誘導警備業務に従事していたことを証明する警備業者の作成に係る警備業務従事証明書

イ 追加取得講習を受講しようとする者

(i) 申込書1通

(ii) 指導教育責任者資格者証等の写し

(iii) 次に掲げるいずれかの書面

a 3の(2)のアに該当する者については、雑踏・交通誘導警備業務に従事していたことを証明する警備業者の作成に係る警備業務従事証明書及び履歴書

b 3の(2)のイに該当する者については、1級検定に係る合格証明書の写し

c 3の(2)のウに該当する者については、2級検定に係る合格証明書の写し及び雑踏・交通誘導警備業務に従事していたことを証明する警備業者の作成に係る警備業務従事証明書

d 3の(2)のエに該当する者については、旧1級検定に係る合格証の写し

e 3の(2)のオに該当する者については、旧2級検定に係る合格証の写し及び雑踏・交通誘導警備業務に従事していたことを証明する警備業者の作成に係る警備業務従事証明書

## (4) 申込書の配布

申込書は、兵庫県警察ホームページからダウンロードできるほか、兵庫県内の各警察署の生活安全課及び一般社団法人兵庫県警備業協会において配布している。

## 6 受講手数料

新規取得講習は38,000円、追加取得講習は14,000円相当額の兵庫県収入証紙又はその金額の電子納付サービスにより得られた納付情報により納付すること。

なお、受付後の受講手数料は、返還しない。

## 7 受講日の携行品

筆記用具及び参考書（警備業法令集等）

## 8 その他

(1) 受講者に決定した旨の通知を受けた者以外の者は、受講申込みをすることはできない。

- (2) 受講希望の申出及び受講申込みは、原則として受講しようとする者本人が行うものとする。  
(3) 受講者は、自己の本籍及び氏名を住民票等により確認し、申込書の記載に誤りがないようにすること。  
(4) 受講申込みの受付時に、警備業務経験通算年月について確認を行う。

## 9 講習委託先

神戸市中央区御幸通6丁目1番12号 三宮ビル東館8階  
一般社団法人兵庫県警備業協会

## 10 問合せ先

- (1) 兵庫県内の各警察署の生活安全課  
(2) 兵庫県警察本部生活安全部保安課  
電話 (078) 341-7441 内線3424  
(3) 一般社団法人兵庫県警備業協会  
電話 (078) 252-0166

## 正 誤

○令和8年1月6日付け（兵庫県公報第682号）

兵庫県告示第3号（保安林の指定の解除予定）中

| (ページ) | (行)     | (誤)    | (正)    |
|-------|---------|--------|--------|
| 2     | 上から15行目 | 976の24 | 796の24 |
| 2     | 上から19行目 | 808の58 | 809の58 |